

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
狭山市大字笹井字西八木二八二 ○番一地从り同市大字笹井字 八木前二九二四番一地从りまで		区 間
一三・三七〇 一四・七四	一三・三七〇 一三・七三	敷地の幅員 (メートル)
七一・一一		延長 (メートル)
道路改良工事による。		備 考